



身近なケガや病気はもちろん、長期化・重症化して日常生活が不自由になったときにも備えられる、お子さま向けの保険です。

ポイント 1

ケガや病気で入院したり、手術等を受けたときに幅広く備えられます！

急な高熱に見舞われ、咳が止まらず病院に。細菌性肺炎と診断され、入院することに。



サッカーの練習中に、ゴールポストに激突。足首を骨折。



ポイント 2

ケガや病気が長期化・重症化したときにも手厚く備えられます！

階段から転落し頭部を強打。松葉杖で支えなければ歩けず、食事・入浴・着替えに一部介助が必要な状態に。



頭部を強打した後遺症で、片腕をほとんど動かすことができなくなり、回復の見込みがない状態に。



入院 (総合医療特約) (入院保障充実特約(09))

手術 (総合医療特約)

短期

日常生活が不自由な状態等 (収入パスポート特約、生活障害保障充実特約(23)、生活障害収入保障特約(23))

長期

日帰り入院(*1)もカバー！

■入院された時点で

一時金 **7.5** 万円

■入院日数に応じて

日額 **5,000** 円×入院日数

1,000 種類以上の公的医療保険対象の手術をカバー！

■公的医療保険対象の手術を受けたとき

■入院中の手術 (がん以外)

一時金 **5** 万円

開頭・開胸・開腹術の場合

一時金 **10** 万円

■がんで入院中の手術

一時金 **10** 万円

一時金 **20** 万円

■外来手術

一時金 **2.5** 万円



(*1)日帰り入院とは、入院日＝退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

リハビリ費や看護する方の通院交通費、家事代行費等に！

■継続した 14 日以上入院で **継続入院給付金** をお支払いします。

3 か月経過後に 14 日以上継続して入院した場合は再びお支払い！



一時金 **30** 万円 (通算 20 回まで)

■当社所定の要介護状態が 30 日継続するごとに 150 日目まで **就労不能・介護保障充実給付金** をお支払いします。

■当社所定の要介護状態

【例えば…】

松葉杖や手すりでも支えなければ歩行ができない。

食事や着替え、身体を洗う際に、介助者に一部手伝ってもらう必要がある。

一部介助

一部介助



20 万円×最高 **5** 回 (通算 10 回まで)

就労不能・介護年金のお支払理由①②④のいずれかの状態に該当したときは上記に替わり一時金 **100** 万円をお支払い！

お子さまに付き添いで、働き方を変えたときのご両親の収入減や家事代行費に！

■①～④のいずれかに該当したとき **就労不能・介護年金(*3)** をお支払いします。

■日常生活が不自由な状態(精神障害の場合を除く)

- ① 当社所定の就労不能状態に該当
- ② 公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定

■要介護状態

- ③ 当社所定の要介護状態が 180 日以上継続
- ④ 公的介護保険制度の要介護 2 以上に認定

(初年度) 生存の限り
年金年額 **120** 万円×最高 **20** 回
月あたり 10 万円 (保証期間 5 年)



(*3) 就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要です。

ポイント 3

保険料の一部を積立て、教育資金などにお役立ていただけます！

保険ファンド部分の保険料

当社所定の範囲で設定いただけます。



保障部分の保険料 (口座振替料率月払)

	3 歳	6 歳	9 歳	12 歳	14 歳
男子	5,295 円	5,202 円	5,276 円	5,414 円	5,508 円
女子	4,936 円	4,986 円	5,200 円	5,595 円	5,922 円

※ご契約当初 20 年間 (2024 年 10 月現在)

※更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢及び保険料率にて新たに定めます。

で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。【災害・疾病関係特約】■お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限り、【総合医療特約】■「創傷処理」等、手術給付金をお支払いできない手術が 5 種類あります。【がん診断継続保障特約(24)】■責任開始日から起算して 90 日以内に診断されたがんはお支払いできません。このとき、その後も特約は継続し、がんが診断された日から起算して 1 年経過後にがんが入院または所定の通院をした場合はがん一時給付金 (☆) をお支払いします。■がん一時給付金 (☆) は、直前のがん診断保険金 (★) またはがん一時給付金 (☆) のお支払理由に該当した日から起算して 1 年経過後にがんが入院または所定の通院をしたときにお支払いします。■がん一時給付金 (☆) は、診断のみや定期検査等の所定の治療を伴わない通院、およびホルモン療法のみによる通院ではお支払いできません。【がん薬物治療特約】同じ月に、複数回または複数月分の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けたときでも 1 か月分のお支払いとなります。【保険ファンド[06]】■保険ファンド(積立金)は所定の控除や最低積立金があるなど一般の預貯金とは異なります。

【ご契約例】ライフワン わんぱく (3 年ごと配当タイプ)

ご契約明細		保険期間	払込期間
主契約：保険ファンド[06]	※1,000 円以上で設定できます。	終身	
生活障害収入保障特約(23) (20 年・5 回保証通減型)	…年金年額 120 万円	20 年更新	60 歳まで
生活障害保障充実特約(23)	20 万円		80 歳まで
収入パスポート特約	30 万円		60 歳まで
定期保険特約(18)	300 万円		
保険料払込免除特約(15)[生活障害型]	付加しています。		
総合医療特約[180 日型]	災害・疾病関係特約	20 年更新	80 歳まで
入院保障充実特約(09)	日額 5,000 円		
がん入院特約(09)	入院保障充実給付金額 75,000 円		
がん診断継続保障特約(24)	日額 5,000 円		
がん薬物治療特約	月額 100,000 円		
新先進医療・患者申出療養特約	通算支払限度額 2000 万円		
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金額 50,000 円		

(2/2 ページ)必ず他のページもご覧ください。

【生活障害収入保障特約(23)、生活障害保障充実特約(23)、保険料払込免除特約(15)[生活障害型]】■精神障害を原因として公的年金制度の障害年金 1・2 級に認定されたときは、就労不能・介護年金、就労不能・介護保障充実給付金のお支払いおよび保険料払込免除のお取り扱いはありません。【生活障害収入保障特約(23)】■生活障害収入保障特約(23) (通減型) の年金受取回数は毎年 1 回ずつ減少します。■契約年齢が 14 歳以下の場合、特定障害給付金ははありません。【収入パスポート特約】■高度障害保険金ははありません。■14 日以上入院された場合でも、その途中で入院していない日がある場合は、お支払いの対象外となります。■2 回目以降の継続入院給付金は、直前の継続入院給付金のお支払理由に該当した入院の初日から起算して 3 か月経過後に、継続した 14 日以上入院をしたときにお支払いします。【保険料払込免除特約(15)[生活障害型]】■保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率

リスクは身近なところに潜んでいます。お子さまの実際にあったケガの事例

3歳・男の子

ブランコで遊んでいた際に、勢いをつけようとして父親が背中を押したところ、ブランコに乗っていた子どもが手を離してしまったため、**後頭部から地面に落ちた。**

<外傷性くも膜下出血、中等症>

6歳・男の子

小学校の授業中に校庭の木製トンネル型遊具の上を歩いていたところ、木と木の隙間（約7cm）に左下肢が入り、**膝の付近で抜けなくなってしまった。**

<左膝打撲、軽症>

8歳・女の子

公園にあるうんていの上を、後ろ向きに歩いていたところ、**足を滑らせ落ち、左足を受傷した。**

<下腿打撲、軽症>

9歳・男の子

友達と公園で鬼ごっこをしており、滑り台の手すり部分にまたがって滑ったところ、バランスを崩して2mの高さから**落下し、左手を受傷した。**

<左手関節骨折、中等症>

10歳・男の子

放課後、公園のすべり台の上から自転車をこいで降りようとしたところ、**自転車ごとすべり台から落ちた。**

<全身打撲・複合骨折、重症>

出典：東京消防庁「遊具に起因する子どもの事故の発生状況」

※上記の事例は、実際にあった日常生活におけるケガの事例であり、各保険金・給付金等のお支払理由とは異なります。

急病・事故・日常生活のケガなどで、1年間に491,742人（1日にすると、およそ1,347人）のお子さま（18歳未満）が救急車で医療機関へ運ばれています。

出典：消防庁ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/>）「令和5年版 救急・救助の現況」に基づき当社にて試算

子ども医療費助成制度があるから安心と思いませんか？

お子さまの医療費は、お住まいの都道府県・市区町村の助成で軽減される場合があります。しかし、**差額ベッド代***等対象外となるものもあります。また、できる限り多くの時間お子さまに付き添うために、**看護する方の通院交通費・家事代行費**にも備えておきたいですね。



*希望されて個室等に入院した場合

※助成対象となる年齢（学年）や窓口における自己負担金、所得制限の有無などは、お住まいの地域によって異なります。

詳細は、各市区町村にご確認ください。

※記載の内容は2024年10月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

ケガや病気が長期化・重症化すると・・・

お子さまの付き添いのために仕事を辞めたり、働き方を変えることで収入が減少するリスクがあります。お子さまのためにできる限りのことをするためにも、収入減に備えておきませんか？

お子さまが大きな病気になったとき、納得のいく治療が受けられます。



ご利用対象は被保険者さまです。
※ご契約者さまがスミセイダイレクトサービスにご登録いただいている場合にご利用いただける商品付帯サービスです。なお、利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合があります。

豊富な知識・経験を有する医師へのセカンドオピニオンを手配いたします。また、ドクターたちに推薦・選考された専門医の情報提供や専門的な治療が受けられる医療機関へ受診手配をいたします。

■本サービスは業務委託先であるティーバック株式会社が提供するサービスです。

■本サービスは、2024年10月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。

本サービスやスミセイダイレクトサービスについて、詳しくは当社ホームページをご覧ください。または営業職員にお問い合わせください。



ポイント
1

ケガや病気で入院したり、手術等を受けたときに幅広く備えられます！

※総合医療特約を付加した場合

ポイント
2

ケガや病気が長期化・重症化したときにも手厚く備えられます！

※収入サポート特約、生活障害保障充実特約(23)、生活障害収入保障特約(23)を付加した場合

ポイント
3

保険料の一部を積立て、教育資金などにお役立ていただけます！

※主契約：保険ファンド[06]の場合

あなたの未来を強くする



【住友生命保険相互会社】
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)3273-8000 (大代表)
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索
生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは・・・

■保険ファンド（積立金）は所定の控除や最低積立金があるなど一般の預貯金とは異なります。
■ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」「申込内容控（兼解約返戻金額表）」を必ずご覧ください。

(1/2 ページ)必ず他のページもご覧ください。

24/10 改訂版 営情-24-0050 (A2400246)